Pain is inevitable Suffering is optional

近代8 憲法制定のPOINT

憲法制定では、伊藤博文のヨーロッパ派遣と、帰国後に憲法制定に関わった人物、枢密院が 頻出事項。憲法の内容では**天皇大権**が出題の要。憲法制定にともなう内政改革は**華族令・** 内閣制度、地方制度改革では山県有朋とモッセがポイント。<u>市制・町村制、府県制・郡制</u> は内容よりも年代が狙われる。諸法典の編纂は**民法典論争**が頻出テーマ。

52 廃藩置県後の地方制度 慶應(経済) 2008

廃藩置県後、政府は旧来の町村区画を否定して(a)を定めた。その後、郡区町村編成法・府県会規則・地方税規則の三新法の制定によって地方制度が全国で統一的に整備されていった。さらに、1888年には(b)、1890年には(c)が制定され、政府の強い統制のもとで地域の有力者による、制限的な地方自治制度が成立した。

問1 上の文章中の空欄(a) \sim (c)を補うのにもっとも適切な語句の組み合わせを次の $1\sim6$ のなかから選びなさい。

	1	2	3	4	5	6
(a)	市制·町村制	市制·町村制	府県制·郡制	府県制·郡制	大区•小区制	大区•小区制
(P)	大区•小区制	府県制·郡制	市制•町村制	大区•小区制	市制·町村制	府県制·郡制
(c)	府県制·郡制	大区•小区制	大区•小区制	市制•町村制	府県制·郡制	市制·町村制

正解→初めは(a)大区・小区制、(b)市制・町村制、ラストが(c)府県制・郡制、従って5が正解。

53 大日本帝国憲法(史料) 早稲田(政経)2016

次の史料【史料1】~【史料3】を読み、下記の問いA、Bに答えよ。 【史料1】

- 第1条 大日本帝国は万世一系の天皇之を統治す
- 第5条 天皇は帝国議会の「1」を以て立法権を行ふ
- 第20条 日本臣民は法律の定める所に従ひ(あ)の義務を有す
- 第21条 日本臣民は法律の定める所に従ひ(い)の義務を有す
- 第 28 条 日本臣民は安寧秩序を妨けす及臣民たるの義務に背かさる限に於て「 う 」の自由 を有す
- 第29条 日本臣民は法律の範囲内に於て「え」著作印行「お」及「か」の自由を有す
- 第33条 衆議院は選挙法の定むる所に依り公選せられたる議員を以て組織す
- 第37条 凡て法律は帝国議会の「1」経るを要す
- 第64条 ①国家の歳出歳入は毎年予算を以て帝国議会の「1」を経へし

【史料2】

「憲法発布式を拝観すべき府下各新聞社員の総代十名を選定するため昨日日本橋の柳屋にて各社員1名宛集会し協議の末互選したる処時事より津田興二、報知より箕浦勝人、日報(東京日日)より関直彦、毎日より肥塚竜、読売より(き)、(く)日本より福本誠、改進より枝元長辰、東京公論より村山竜平、東京新報より朝比奈知泉の九氏と及び本社の吉田嘉六が参観することと相成りたり」(朝野新聞)

【史料3】

- 第2章 選挙人の資格
- 第6条 選挙人は左の資格を備ふることを要す
 - 第1 日本臣民の男子にて年齢満(け)歳以上の者
 - 第2 (略)
 - 第3 選挙人名簿調製の期日より前満1年以上其の府県内に於て直接国税(こ)円以上を納め仍引続き納むる者 但し所得税に付ては人名簿調製の期日より前満3年以上納め仍引続き納むる者

に限る

- 第8条 被選人たることを得る者は日本臣民の男子満(さ)歳以上にして選挙人名簿調製の期日より前満1年以上其の選挙府県に於て直接国税(こ)円以上を納め仍引続き納むる者たるへし
 - 但し所得税に付ては人名簿調製の期日より前満3年以上之を納め仍引続き納むる者に限る
- A 下記の問い(1)~(8)の答えを(a)~(e)から選びなさい。
- (1) 【史料1】を発布した時の内閣総理大臣は誰か。

(a)伊藤博文 (b)黒田清隆 (c)山県有朋 (d)松方正義 (e)井上馨

正解→(b)黒田清隆、定番の答え、伊藤博文ではないよ。

- (2) 【史料1】と同時に制定されたものは何か。
- (a)内閣制度 (b)刑法・治罪法 (c)皇室典範 (d)府県制・郡制 (e)明治民法 正解→(C)皇室典範、教科書に書いてある。
- (3) 【史料1】の「あ」と「い」に、臣民の義務が明記されている。正しい組合せはどれか。 (a) 納税と勤労 (b) 納税と教育 (c) 兵役と勤労 (d) 兵役と納税 (e) 教育と勤労 正解→(d) 兵役と納税、もう一つは教育。三大義務である。兵役がキーワード、勤労ではおかしい。
- (4) 【史料1】の「う」「え」「お」「か」みは、いくつかの制限があるが臣民の「自由」 が列記されている。【史料1】で明記されなかった「自由」は何か。

正解→e 学問 →天皇主権の時代に学問の自由はない。

- (5) 【史料2】に示されるように、10名の新聞記者が参列を許された。
 - 「き」は、【史料1】の発布前、「国会問答」を連載した『読売』の主筆である。その人物は、立憲改進党の創設に加わり、衆議院議員を経て「2」議員となり、第2次大隈内閣で文部大臣に就任した。その人物は誰か。
- 正解→(e)高田早苗 →早稲田大初代学長である。受験生はここでしっかりチェック。
- (6) 【史料2】の下線部(く)は、【史料1】が発布された年に発刊され、「国民精神の回復発揚を以て自ら任す」(発刊の辞)と宣言、欧化政策に反対し、明治中期の政界や思想界に影響を及ぼした。この創刊者は誰か。

正解→d 陸羯南

- (7) 【史料3】の(け)(こ)(さ)の順に入る数字で、正しい組合せはどれか。
- (a) $25 \cdot 15 \cdot 25$ (b) $25 \cdot 15 \cdot 30$ (c) $25 \cdot 20 \cdot 25$ (d) $25 \cdot 20 \cdot 30$ (e) $30 \cdot 15 \cdot 30$

kenjiishida.jimdo.com

Pain is inevitable Suffering is optional

正解→b 25·15·30

- (8) 【史料3】は、制定された直後から改正の政治的動きが始まり、制定10年を経た1900年に大きく改正された。その時の改正の内容を示す記述はどれか。
- (a) 選挙権と被選挙権の納税要件は直接国税5円となった。
- (b) 選挙区は、大選挙区から小選挙区となった。
- (c) 被選挙権の納税要件はなくなり秘密投票となった。
- (d) 選挙権と被選挙権の納税要件はなくなった。
- (e) 選挙権と被選挙権が女性に認められた。

正解→あきらかに違うのが a と d と e の消去法。8 c 納税額は撤廃された。秘密投票は 教科書の記述はない。難問である。

- B 下記の問い(1)~(3)の答えを記せ。
- (1) 【史料1】の政治的特質を明確にする「1」に入る語はな何か。

正解→協賛

(2) 【史料1】の草案を審議するために設置された機関は、その後天皇の最高諮問機関となり、政治的に大きな影響を持ち続けたが、第2次大戦後、日本国憲法草案の審議を最後に廃止された。その機関名は何か。

正解→**枢密院**

(3) 【史料1】の「2」議員には、皇族議員、華族議員、多額納税議員とともに、国家に 勲功があって学識がある人物が内閣の推薦で選ばれた。任期は終身で、議会開設当初は60 人程度、金子堅太郎、渋沢栄一などが選ばれている。その議員は何と称されたか。 正解→**勅任議員** 教科書284 計脚注**④**参照 やるね!早稲田政経学部。ここを出題とはい いね!盲点。

54 大日本帝国憲法 早稲田(商)2007

立憲国家の基礎として1889年に発布された大日本帝国憲法は、天皇が定め国民に下し与え た【イ】であった。大日本帝国憲法制定以前に、民間では憲法私案の作成が盛んに行われ、 主権在民を説くもののほか、イギリス的な議会制度や議院内閣制等を規定する交詢社の私擬 憲法案、【ロ】が起草者といわれ、国民主権や広範な人権保障のみならず国民の抵抗権・ 革命権まで規定する東洋大日本国国憲按、さらには天皇の廃位にまで言及するものまで登場 した。しかし、明治十四年の政変により伊藤博文らを中心とする薩長藩閥政権が確立すると、 伊藤らはプロイセンにならって君主権の強い立憲君主制の樹立を目指したことから、大日本 帝国憲法は、一方では、天皇を国家の元首として【ハ】を総覧するものと位置づけたうえ で、天皇が文武官の任免権限や盲戦・講和を行い、条約を締結する権限を有すること、陸海 軍を統帥すること等を定めて、強力な天皇大権を規定していた。もっとも、大日本帝国憲法 は、天皇が【ハ】の総覧を憲法の条規により行うものと定めていたこともあって、その後、 天皇機関説が提唱される余地を残していたが、同憲法上、天皇の権限が強大であったことも 事実であった。現に、大日本帝国憲法の下では、陸海軍の統帥権が内閣からも軍政機関から も独立して天皇に帰属するものとされ、天皇には陸海軍の編制および常備兵額を決定する編 制大権が認められていた。また、参謀総長、【二】総長、陸海軍大臣には帷幄上奏権が認 められ、軍部による政治介入の足がかりを作ることとなった。

他方で、大日本帝国憲法は、立法機関として帝国議会を設置した。帝国議会は、華族の互選により選出される議員や天皇の任命する勅選議員等で構成される貴族院と**木**国民の選挙で選ばれた議員により構成される衆議院から成っていたが、衆議院が予算先議権を有すること以外は、衆議院と貴族院は対等の関係とされていたため、衆議院の権限は貴族院により制約されることとなったといわれている。しかし、予算や法律は両院の同意がなければ成立しなかったため、そのような憲法上の枠組みが、政党が政治的影響力を増大する制度的背景となった。また、日本臣民の信教の自由や言論・集会結社の自由が、法律の範囲内という制約こそあれ憲法上保障されたことも手伝って、後の大正デモクラシーの醸成を可能にしたともいわれている。

問A 空欄【イ】に該当する語句を漢字で記せ。正解→欽定憲法

問B 空欄【ロ】に該当する人名を漢字で記せ。正解→植木枝盛

問C空欄【ハ】に該当する語句を漢字で記せ。正解→統治権

問D 空欄【二】に該当する語句を漢字で記せ。正解→軍令部

問E 下線部ホに関連して、日本最初の衆議院議員選挙が行われた年を、西暦表示で記せ。 正解→1890 年

55 大日本帝国憲法 慶應(経済) 2017

(1) 次の史料 $a \sim c$ は、私擬憲法もしくは大日本帝国憲法から抜粋したものである。ただし、植木案とはを、交詢社案とは交詢社「私考憲法草案」を指す。下の $1 \sim 6$ の組み合わせのうち、適切なものを選び番号で答えなさい。

a

第三条 天皇ハ神聖ニシテ侵スベカラズ

第三三条 帝国議会ハ貴族院衆議院ノ両院ヲ以テ成立ス

h

第七条 内閣ハ、各省長官及ビ内閣顧問ヲ以テ之ヲ組成ス。但、左院若シクハ右院ノ議院 ニ列セザルモノハ内閣宰相タルヲ得ズ。

С

第七二条 政府恣ニ国憲に背キ、擅二人民ノ自由権利ヲ残害シ、建国ノ旨趣ヲ妨グルトキハ、日本国民ハ之ヲ覆滅シテ新政府ヲ建設スルコトヲ得。

第一一七条 日本聯邦ノ法律制度ハ、聯邦立法院ニ於テ立定ス。

1 a-植木案 b-交詢社案 c-帝国憲法

2 a-植木案 b-帝国憲法 c-交詢社案

3 a-交詢社案 b-植木案 c-帝国憲法

4 a-交詢社案 b-帝国憲法 c-植木案

5 a-帝国憲法 b-植木案 c-交詢社案

6 a-帝国憲法 b-交詢社案 c-植木案

【解答と解説】

a=帝国憲法は猫問の部類、問題は b だが、c を見ると【覆滅シテ新政府ヲ建設スルコトヲ

Pain is inevitable Suffering is optional

得】革命権が書いてあるので、bが交詢社案だとわかるだろう。山川の教科書では「交詢社 案は、議院内閣制と国務大臣連帯責任制を定めたもの」としか書いてないので、新詳説日本 史の交詢社案と植木枝盛「東洋大日本国国憲按」をあげておきたい。



- (2)大日本帝国憲法に関する次の1~4の文章の中から、 誤りを含む文章を1つ選びなさい。
- 1 伊藤博文は、明治十四年の政変後、憲法調査のためにヨ ーロッパに赴き、ベルリン大学

のグナイスト、ウィーン大学のシュタインらからドイツ流 の憲法理論を学んだ。

2 政府の憲法草案は、ロエスレルらの助言にしたがって、交詢社案をたたき台にして伊藤

博文、井上毅らが起草し、内閣の諮問機関である枢密院で 審議された。

3 帝国憲法は、天皇が定めて国民に与える欽定憲法だった が、千葉卓三郎らの五日市憲法

草案や植木枝盛の東洋大日本国国憲按も立憲君主制をとるものだった。

4 帝国憲法では、陸海軍の統帥権は、内閣からも独立して天皇に直属するものとされ、また国務大臣は、議会にではなく天皇に対してのみ責任を負うものとされた。

【解答と解説】

2が誤文。【交詢社案をたたき台】が誤り、ベルリン大学のグナイスト、ウィーン大学のシュタインらからドイツ流の憲法理論を学んだのである。憲法制度取締局が設けられ長官伊藤博文、井上毅、伊東巳代治、金子堅太郎らがたたき台を作成した。実際はかなり井上毅がリードしていて、伊藤博文は焦っていたといわれる。

56 明治期の法制度 慶應(経済) 2008

明治期の法制度について述べた次の $1\sim4$ の文章のなかから誤りを含む文章を1つ選びなさい。

- 1 政府はフランスの法学者ボアソナードらを招き、憲法に先行して近代的な罪刑法定主義 を採用した刑法と治罪法を公布した。刑法には、天皇や皇族に対する大逆罪・不敬罪を厳 罰とする規定が設けられた。
- 2 大日本帝国憲法制定後に民法が公布されたが、日本の伝統的な倫理が破壊されるという 批判が起こり、修正を前提に施行延期となり、戸主権や家督相続制度など家父長的な家の 制度を取り入れた新しい民法が公布された。
- 3 大日本帝国憲法制定を受けて華族令が公布され、旧上層公家・大名、維新の功臣に対して公・候・伯・子・男の爵位が設けられた。貴族院議員は華族から互選によって選出され

t-.

4 大日本帝国憲法では、臣民権利として移動の自由、通信の秘密、財産権の保障、言論の 自由、集会・結社の自由が認められていたが、同時に政府が法律に基づいて権利を制限す ることも認めていた。

【解答と解説】

3が誤文。貴族院は皇族と世襲もしくは互選により選出される華族の議員と天皇が任命する 勅任議員からなり、勅任議員は勅選議員と各府県1人の多額納税者議員とから構成された。 【貴族院議員は華族から互選によって選出される】のではない。教科書284 デ脚注❹は、見 落としがちな箇所なので注意したい。

57 大日本帝国憲法 早稲田(教育) 2009

1881 年の国会開設の勅諭が出された翌年、伊藤博文はヨーロッパに留学してプロイセンの憲法を学び、帰国後ロエスレルを顧問として、【1】・【2】・【3】とともに憲法草案の起草に着手した。草案は1888 年に設置された【A】で審議され、成案を得て、1889 年2月11日、欽定憲法として大日本帝国憲法が発布された。

帝国憲法において、天皇は国家の元首であり、統治権を総覧するものとされた。ただし、それは【4】にもとづかなければならないこととなった(第四条)。また、天皇は帝国議会の協賛をもって立法権を行使し(第五条)、【5】の補弼をもって行政権を行使し(第五十五条)、司法権は裁判所が天皇の名をもっておこなうこととされた。

さらに、天皇が議会の協賛なしに執行できる広汎な大権事項が規定された。すなわち、法律の裁可・公布・執行(第六条)、帝国議会の召集・開会・閉会・停会と衆議院の解散(第七条)、a 緊急勅令の発布(第八条)、陸海軍の【B】(第十一条)、宣戦・講和や条約の締結(第十三条)b 戒厳の宣告(第十四条)などが、天皇の専権事項とされたのである。

帝国議会はほぼ対等の権限をもつ衆議院と貴族院からなり、衆議院の立法権の行使は、c 皇族・華族および勅任議員からなる貴族院によって制約された。

問1 空欄【A】【B】に該当する語を漢字で記入せよ。

A→枢密院 B→統帥権

問2 空欄【1】【2】【3】に該当する人物3人を選べ。

1→伊東巳代治・井上毅・金子堅太郎

問3 空欄【4】に該当するものはどれか。

ア 議会の承認 イ 議会の協賛 ウ 内閣の承認 エ 内閣の補弼 オ 憲法の条規 4→オ、憲法の条規

問4 空欄【5】に該当するものはどれか。

ア 総理大臣 イ 内閣 ウ 元老 エ 国務各大臣 オ 内大臣 $5 \rightarrow$ 国務各大臣

問5 下線部 a の緊急勅令が発布されたのは、次のうちどの場合か。(まだやっていないが)

ア 1910 年の大逆事件 イ 1927 年の金融恐慌時の若槻内閣による台湾銀行の救済

ウ 1928年の治安維持法改正 エ 1930年の金輸出解禁 オ 1939年の国民徴用令

Pain is inevitable Suffering is optional

正解→ウ、治安維持法改正である。頻出!

問6 下線部 b の戒厳の宣告は、第十四条にもとづく場合のほかに第八条にもとづく場合があるが、いずれにせよ、戒厳が宣告され実施されたケースをすべて選べ。

ア 日比谷焼き打ち事件 イ シーメンス事件 ウ 米騒動

エ 関東大震災 オ 五・一五事件

正解→ア・エ

問7 下線部cの貴族院に属さなかった首相経験者は、次のうち誰か。

ア 伊藤博文 イ 大隈重信 ウ 西園寺公望 エ 高橋是清 オ 原敬

正解→オ、平民宰相原敬だね。

問8 次のうち、帝国憲法の規定として誤っているものがあれば、それを選べ。もし誤っているものがなければ、オを選べ。

ア 天皇・皇族に対する犯罪として大逆罪・不敬罪が規定された。

- イ 言論・著作・集会・結社などの自由が規定されたが、それは法律の範囲内という制約 の下においてであった。
- ウ 国民は「臣民」と呼ばれ、法律の定めるところに従い、兵役・納税の義務を負うもの とされた。
- エ 教育の権利・義務については規定されなかった。

正解→ア、大逆罪・不敬罪は刑法の規定である。